

件名	除草及び樹木剪定作業（左京東部いきいき市民活動センターサロン）
場所	左京東部いきいき市民活動センターサロン（京都市左京区鹿ヶ谷高岸町3番地の2）
契約期間	契約日から令和8年6月30日まで
内容	<p>1 作業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 樹木の剪定及び除草作業</li> <li>・ 残枝、残葉の処理及び周辺清掃（小さなごみ含む。）</li> </ul> <p>2 除草対象範囲</p> <p>約40m<sup>2</sup>（別紙参照）</p> <p>3 剪定する樹木</p> <p>別紙参照</p> <p>4 その他留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 見積書の提出前に現地の確認を行うこと。</li> <li>・ 作業時間は、午前10時から午後5時までとする。</li> <li>・ 施設周辺住民の安全に十分に留意すること。</li> <li>・ 作業車の利用台数は原則一台のみとすること。</li> <li>・ 着手時期及び剪定内容については、地域自治推進室と十分に協議のうえ決定し、着工予定日を連絡すること。</li> <li>・ 作業前、作業後の写真を撮影のうえ、報告書（適宜様式）を一部地域自治推進室に提出すること。</li> <li>・ 業務で発生した廃棄物は適切に処理するものとし、運搬費及び処分費は、本業務に含む。</li> </ul>